

## 本学学生の新型コロナウイルスへの感染が疑われるとき

2022年8月3日改正

※本学の学生は、以下の①～④に1つでも該当する場合、登学せずに至急、学生担当課・室へ電話連絡とともに、以下のフローチャートに従い対応してください。

- ① 体調不良者（発熱・呼吸器症状・風邪症状がある場合（アレルギー症状を除く）
- ② 濃厚接触者とされた場合
- ③ 同居者が新型コロナウイルス検査を受ける場合
- ④ 身近な方（非同居者）<sup>\*1</sup>が新型コロナウイルス検査を受ける場合

### 【本人】

- 1) 学生担当課・室に電話連絡し、自宅待機、登学はしない。（登学中の場合は帰宅）
- 2) 健康観察・健康アプリの入力の徹底
- 3) 健康状態に十分留意し、不調があれば医療機関/保健所へ相談し、学生担当課・室へ連絡

### 【学生担当課・室】

- 1) 登学せずに自宅待機し、健康観察を徹底するよう指示。

※健康状態については健康日記アプリで報告するとともに、体調に異変がある場合は学生担当課・室に報告するよう説明

- 2) 体調不良の場合は、症状の発生日及び受診状況の確認
- 3) 現在の本人の体調確認
- 4) 2日前（体調不良の場合は症状が発生する2日前）からの学内への立入状況や学生、教職員との接触者を様式2へ追記
- 5) 2)～4)の情報を様式1・様式2にまとめ、当日中に健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

### 【健康管理センター】

- 1) 様式2を基に接触者を確認
- 2) 学生担当課・室からの報告をうけ、追加の調査が必要であれば学生に連絡を行い、学生へ直接調査を行う

※各学部で複数の調査が出た場合は、各担当課・室へ応援を要請

### 一般内科を受診又は、保健所に相談

#### 【本人】

- 1) 受診又は相談結果を学生担当課・室に報告

#### 【学生担当課・室】

- 1) 健康管理センターに連絡  
附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

### 同居者または身近な方の検査結果が判明

【本人】 1) 同居者または身近な方の検査結果が判明した時点で学生担当課・室に報告

【学生担当課・室】 1) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

#### 同居者が陽性の場合

##### ★濃厚接触者として自宅待機

#### 【学生担当課・室】

- 1) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

#### 陰性の場合

#### 【学生担当課・室】

- 1) 自宅待機期間は終了とし、健康状態に留意した上で登学を許可

#### 身近な方が陽性の場合

#### 【学生担当課・室】

- 1) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

### 新型コロナウイルス検査の指示の有無を確認

【本人】 1) 検査実施の有無が確定した時点で学生担当課・室に報告

#### 検査が指示された場合

#### 検査不要と判断された場合

快復後、登学を許可する。ただし、発熱がある場合、解熱後3日間（解熱日を含む）は登学を禁止する。

【学生担当課・室】  
1) 体調不良者[本人]およびその接触者<sup>\*2</sup>に自宅待機するよう指示

### 新型コロナウイルス検査の指示の有無を確認

【本人】 1) 検査実施の有無が確定した時点で学生担当課・室に報告

#### 検査が指示された場合

#### 【学生担当課・室】

- 1) 濃厚接触者[本人]およびその接触者<sup>\*2</sup>に自宅待機するよう指示

#### 検査の指示がなかった場合

#### 【学生担当課・室】

- 1) 感染者との最終接触日（自宅内での隔離開始日）を0日として7日間登学せずに自宅待機を指示  
※実習生の場合、[本人]は7日目でPCR検査を受検し、陰性確認後実習再開  
※症状出現時は①体調不良者として対応

★別紙※2の『感染の可能性がある』とされる基準へ

#### 【健康管理センター】

- 1) 様式2に基づき、接触状況調査を実施

### 新型コロナウイルス検査を受検

※無症状の場合、陽性者との最終接触日を0日とし3日目以降での受検を推奨する

【本人】 新型コロナウイルス検査を受検

【学生担当課・室】 1) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

### 新型コロナウイルス検査陽性（※1 別紙の対応に続く）

【本人】 1) 学生担当課・室に検査結果及び保健所からの指示を報告  
【学生担当課・室】

- 1) 健康管理センターに検査結果及び保健所からの指示を報告

※本人の復学時期については、主治医の意見を基に健康管理センターと協議のうえで決定。ただし、附属病院で実習中の学生は、感染制御部とも協議のうえで決定。

（参考）復学の目安は、次のア)およびイ)の条件を満たすこと

ア) 発症後少なくとも10日間が経過している

イ) 薬剤を使用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日間が経過している

### 新型コロナウイルス検査陰性（①の場合）

快復後、登学を許可する。ただし、発熱がある場合、解熱後3日間（解熱日を含む）は登学を禁止する。

【学生担当課・室】 1) 体調不良者[本人]の接触者<sup>\*2</sup>に登学を許可

### 新型コロナウイルス検査陰性（②、③の場合）

感染者との最終接触日を0日として7日間登学せずに自宅待機

【本人】 1) 自宅待機期間中の健康観察データの送信

【学生担当課・室】 1) 濃厚接触者[本人]の接触者<sup>\*2</sup>に登学を許可

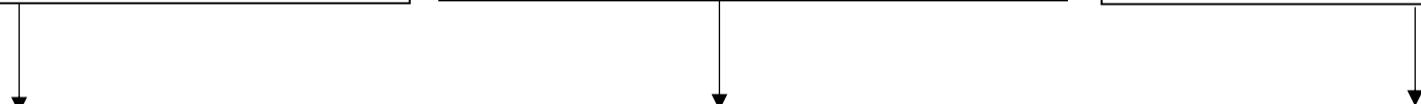
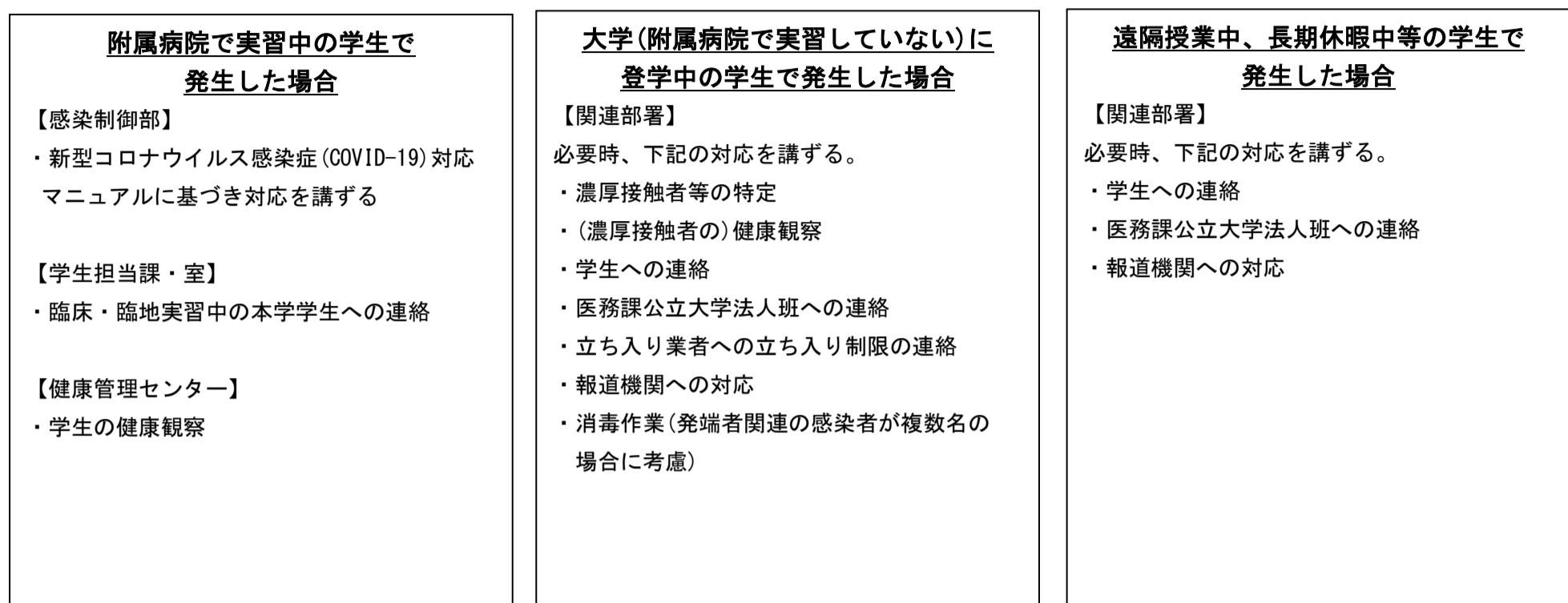
【学生担当課・室/健康管理センター】 1) 健康観察データの確認

※実習生は7日目でPCR検査を受検し、陰性確認後実習再開

\*1：受検日の2日前以降に接触のある方

\*2：[本人]が陽性であった場合、別紙※2の『感染の可能性がある』とされる基準に該当する方

※1 本学の学生が新型コロナウイルス検査陽性の場合の対応



※2 『感染の可能性がある』とされる基準

